

定期監査結果の概要（３月及び４月実施）

1 監査対象部局

くらし安心部及び文化スポーツ部

2 監査実施期間

令和６年３月１日（金）から同年４月２６日（金）まで

3 監査の場所

監査事務局及び監査対象課等

4 監査対象事務

次に掲げる事務のうち、令和５年４月１日から令和６年１月３１日までに執行されたものを対象とした。

(1) 収入事務

(2) 支出事務

(3) 契約事務

(4) 財産管理事務

5 監査の着眼点

主な着眼点を次のとおり定め、調査を実施した。

(1) 収入事務

ア 徴収事務

(ア) 納入の通知は、適正に行われているか。

(イ) 納期限の設定は適切か。

(ウ) 納入通知書の発行が遅延しているものはないか。

(エ) 延納、分納及び徴収停止の措置は適正か。

(オ) 過誤納金の還付手続は適正に行われているか。

(2) 支出事務

ア 支出一般

(ア) 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。

(イ) 支出負担行為は、法令等に違反していないか。

(ウ) 支出決定は、正当な権限者により行われているか。

(エ) 支払は正当な債権者のためのものであるか。また、支払期限は守られているか。

(オ) 支出の特例による支払方法（資金前渡、概算払、前金払、繰替払等）及び精算等の手続は、法令等に定めるところにより適時、適正に行わ

れているか。

イ 旅費の支出

- (ア) 旅費計算は、最も経済的な通常の経路により行われているか。
- (イ) 目的、期間、時期、人員等、必要性が明確でない、又は乏しい旅費の支出はないか。

ウ 補助金等の支出

- (ア) 公益性のない事業又は団体に補助金の交付がなされていないか。
- (イ) 補助金等の算出は、合理的な基準により行われているか。
- (ウ) 補助の効果は確認されているか。また、補助効果の点から整理すべきものはないか。
- (エ) 補助金等の交付時期は妥当であるか。
- (オ) 補助金等の交付条件は適切に付され、条件どおり履行されているか。
- (カ) 実績報告に基づく補助金等の支出については、その成果の確認が行われているか。
- (キ) 事業計画書どおりの精算が行われているか。

(3) 契約事務

ア 契約の方法及び手続

- (ア) 入札による場合、その方法及び手続は適正か。
- (イ) 随意契約による場合、その理由は適正か。
- (ウ) 随意契約による場合、原則として2名以上の者から見積書を徴しているか。また、例外的に1名の者から見積書を徴するときは、その理由は適正か。

イ 契約の締結

- (ア) 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。
- (イ) 収入印紙は、契約金額に応じて貼付され、かつ、消印されているか。
- (ウ) 契約金額、契約目的、履行の期限及び場所、契約保証、危険負担、延滞違約金、前払金、概算払等の特約その他契約の内容は適切か。

(4) 財産管理事務

ア 物品

- (ア) 物品の購入は、計画的かつ効率的に行われているか。
- (イ) 物品の購入手続は適法か。また、物品の価格、規格は適切か。
- (ウ) 物品は、正しく分類整理されているか。また、備品管理シールなど

は、正確に貼付されているか。

6 監査の実施内容

上記のとおり着眼点を定め、各事務の主管課等から提出された監査資料、関係諸帳簿、伝票及びその他の記録に基づき関係職員の説明を求めて、次のとおり調査を実施した。

(1) 事前調査

監査担当者により、おおむね監査実施日の30日前に監査対象課から提出された監査資料等を基に、監査担当者により事前調査を実施し、その結果を監査委員に復命した。

(2) 事情聴取

監査委員により、財務事務監査のほか、経営に係る事業管理、一般行政事務についての監査の視点から抽出により、監査対象課から資料提供を受け、事情聴取を実施した。

7 監査の結果

監査の結果は、以下に掲げるとおりであった。なお、事務処理上注意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査実施の際に、関係職員に対して口頭等で改善を指示した。

(1) 収入事務

監査事務局長の指摘事項とする(5)アに掲げる行為を除き、適正に行われていた。

(2) 支出事務

適正に行われていた。

(3) 契約事務

監査事務局長の指摘事項とする(5)イに掲げる行為を除き、適正に行われていた。

(4) 財産管理事務

適正に行われていた。

(5) 監査事務局長の指摘事項

ア 令和5年度中にはだの歴史博物館で市民が納付した現金について、42回にわたり金融機関への納入が行われていたが、うち30回(300円～30,850円)について公金の取扱いに関する基準に沿った処理が行われていなかった(最長65日後に納入)。

同基準が制定された経過(公金横領事件)を踏まえれば、その内容が現

場になじまないとするのではなく、同基準に沿った処理を行うための工夫(金融機関による集金、委託による金融機関への納入など)を最大限に行うべきであり、改善を求める。(文化スポーツ部)

イ サーマルプリンター用ロール紙(レシート用紙)の購入に当たり、5箱(16,500円)と15箱(49,500円)に分割して発注しているが、同日に同一業者に対して発注していた。また、合計金額は、2者による見積合わせが必要となる金額であった。

同一の業務を短期間に同一の業者に発注したことは、特定の事業者業務を請け負わせることを目的として、意図的に見積合わせを回避するための分割発注を行ったものとの疑いを招く行為であるため、今後十分に注意を払う必要がある。(くらし安心部)